

税制調査会 第11回専門家委員会議事録

日 時：平成22年11月8日（月）14時00分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○神野委員長

それでは、ただいまから第11回「専門家委員会」を開催したいと存じます。

本日は既に御案内していますように、法人課税及び国際課税に関する論点整理について御報告をいただいて、議論をしたいと思っております。

それでは、早速、法人課税について議論を進めていきたいと思いますが、まず資料説明を事務局の方からしていただきます。事前にお送りしていることもあり大部でございますので、要点のみを簡潔に御説明していただければと思います。

まず法人課税について、財務省主税局の安居税制第三課長からお願いいたします。

○安居税制第三課長

それでは、お手元の資料に従いまして、簡潔に御説明をしたいと思っております。お手元の資料（法人課税）を御参照ください。

1 ページおめくりいただきますと、最初のページは閣議決定等の今までの文書を並べたものでございます。最近の動きで言いますと、上から2つ目の新成長戦略におきまして、最初の行にありますとおり、「日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる」というのがございまして、そうした中でその次にありますとおり、「課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる」ということが閣議決定されているわけでございます。

これに対しまして、その次の〇は財政運営戦略でございまして、ここでは「個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行う」ということでございましたので、抜本的な改革の中に法人課税が入れられているということでございます。

その次に、今年の9月に閣議決定されました経済対策では、法人実効税率の引き下げについて、課税ベースの拡大等による財源確保と併せ、23年度税制改正作業の中で検討して結論を得るということになっており、今回の税制改正作業の中で何らかの結論を得る必要があるということになっているわけでございます。

1 ページおめくりいただきまして、法人税収の推移の表でございまして、これは以前に御説明したことがありますので多く申しませんが、一番右側を御覧いただきますと、平成22年補正予算が提出されたことに伴いまして、税収見積が当初は6.0兆円で行っていただきましたけれども、7.5兆円と上方修正されているところでございます。

3 ページを御覧いただきますと、法人数と欠損法人割合ということで、これは以前御説明したことがありますけれども、全法人で見ても7割超、大法人で見ても5割超の法人が欠損法人になっているということでございます。

4 ページを御覧いただきますと、法人税率の推移がございまして、平成 10 年、11 年辺りに 37.5%から 30%に引き下げられてから基本税率の方はずっと据え置かれているというところがございます。

5 ページを御覧いただきますと、法人実効税率の国際比較でございます。よく言われますとおり、日本の実効税率はアメリカと並んで 40%を超える水準にございまして、世界で最も高いと。ヨーロッパが 30%前後、アジア諸国になりますと 25%以下ということで、随分差があるという指摘がございます。なお、法人実効税率でございますけれども、下の注 1 にありますとおり、実効税率というのは法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものでございます。

6 ページを御覧いただきますと、社会保険料事業主負担の国際比較でございます。これでいつも申し上げているのは、日本は黒く塗ってある方が社会保険料の事業主負担ですが、ヨーロッパよりも低いですよということを申し上げております。

7 ページを御覧いただきますと、これは平成 21 年度改正で、外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直しを行ったことを説明する資料でございます。21 年度改正前は間接外国税額控除制度とあって、その左上の四角の括弧にございまして、外国子会社からの配当について、我が国で一旦課税をした上で、外国で支払った税額を調整するという形で課税がされておりましたけれども、右側を御覧いただきますと、21 年度改正後は外国子会社からの配当について、益金に不算入とする制度を設けているところがございます。

8 ページを御覧いただきますと、その翌年、22 年度税制改正におきまして、やはりその外国子会社についての合算課税制度の見直しをしておるところでございます。下の方の四角囲みの「1. トリガー税率の引き下げ」の※を見ていただきますと、外国子会社合算税制は一定の税負担水準以下の国・地域にある一定の子会社等の所得に相当する額を内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する制度でありまして、この一定の税負担水準というのはトリガー税率と呼ばれるものですが、これを引き下げて、中国とか韓国とかマレーシアとかベトナムといった国については、この合算課税の対象から外れるような措置を講じ、また、その他の改正をしたものでございます。

これを申し上げましたのは、21 年、22 年の改正を通じまして、日本の企業が外国で事業展開をするような場合について、不利な取扱いにならないような支援というのを税制上は講じているところを御説明したかったということでございます。

9 ページ以下は、最近の法人の状況について、若干の統計を入れてございます。

9 ページは、日銀の資金循環統計から取りました企業部門の手元現金預金の保有残高の推移でございまして、一時期、報道もされましたけれども、最近 200 兆円を超える水準になってきているというところがございます。

10 ページは、設備投資とキャッシュフローの推移でございます。黒い太線で書いてあるのが設備投資、点線に線が引いてあるところがキャッシュフローでございますが、一番右の方を見ていただきますと、最近キャッシュフローが増えているにもかかわらず、設備投資は下

がっているということで、今、企業の状況は恐らく余剰資金は十分に持っているけれども、設備投資に回しているわけではないということが読み取れるのではないかと思います。

11 ページを御覧いただきますと、今度は左側が内部留保、右側が借入金・社債の推移でございます。▲でマーカーが付いております折れ線グラフを見ていただきますと、これが資本金1億円以上の会社でございます。左側の内部留保の負債・純資産に対する割合を見ていただきますと、大体右肩上がりにならずと上がってきておりまして、内部留保が比較的増えているということがお分かりいただけると思います。

右側の表は社債・借入金でございます、これも下の▲の方が大企業ですけれども、大企業で見ますと、借入比率が右に下がってきているのがお分かりいただけると思います。併せて最近の動きということで考えますと、日本企業の財務体質はかなり改善がされてきているということが読み取れるのではないかと思います。

12 ページを御覧いただきますと、雇用形態別の雇用者数等の推移でございます、折れ線グラフを見ていただきますと、上の方の白抜きのマーカーのところは正規雇用の雇用者割合ですが、長期的に見ると、一貫して下がってきているというのがお分かりいただけると思います。

13 ページは、法人税が引き下げられたときに一体何に充当しますかということについて、帝国データバンクが取りましたアンケート調査でございます。4分の1を超える企業が内部留保に充てますと。16.8%の企業が借入金の返済に充てますということで、設備投資とか社員への還元という割合は、必ずしも多くないということが見て取れると思います。なお、これにつきましては、経産省から1万社を超える御回答で、中小企業がたくさん含まれているのではないかと批判が来ているところでございます。

14 ページですけれども、これは経産省の調査です。企業に海外移転する理由は何ですかと問うたものですが、消費地に近いから、ないしは人件費や原材料費が安いからという理由が非常に多いということが見ていただけると思います。

15 ページは、逆に外資系の企業が日本に来るのに対して、阻害要因となってくるのは何ですかということ聞いた経済産業省の調査でございます、人件費でありますとか、製品に対するユーザーの要求水準の高さといった項目が非常に多くなっているということがお分かりいただけると思います。逆に税金が理由だと答えている企業はそんなにたくさんないということでございます。

16 ページを御覧いただきますと、最近、時々話題になっております法人税のパラドックスと言われていたものですが、EUの状況を見ますと表面実効税率が右肩下がりなのに対して、名目GDPに占めます法人税収のウエイトは1995年の2.2から2007年の3.2ということで、むしろ上がっていると。税率を下げても税収は下がらない、ないしは上がるという議論でございます。

ただ、これにつきましては17~18 ページを御覧いただき、各国ごとに分解してみますと、必ずしも税率が下がって税収が上がっているという関係ではございません。むしろ見てわか

るのは、例えば最近ですと 2003 年以降で見ると、だんだん GDP に占める法人税収のウェイトが高くなっていますけれども、むしろ各国は税率が変わっていきようが変わっていきやがこういう動きになっておりまして、むしろ景気の影響が大きいのではないかと想像されるところでございます。

以上が、現在の法人税の現状と企業部門の現状でございます。法人税につきましては、税率の引下げの要求が経済産業省から来ておりまして、それを実現するためには課税ベースの拡大等が必要であろうということで、課税ベースの拡大について検討しているところでございます。その状況について、若干御説明したいと思います。

資料の 19 ページを御覧いただきますと、まずそもそも課税ベースを拡大して税率を引き下げるのがいいのか。また、与党などにおきましては、むしろそういった財源があるのであれば、対象を絞った政策税制措置をやって重点化した方がいいのではないかという議論がございます。こういった考え方について、今の企業の状況、日本の経済状況、財政状況を考えたときに、どういう路線を取っていくべきかということについて、御議論をいただければというところでございます。メリット、デメリットはそこに書いてあるとおりでございます。

20 ページを御覧いただきますと、財源措置を考えるに当たってのそもそもの減収額をどう見積もるかということについて、現時点の整理を示したものでございます。下の絵を見ていただきますと、非常に単純な考え方をしてはいるんですが、過去 5 年くらいを見たときに一番税収が多かったのが平成 18 年の 14.9 兆円、一番少ないのが平成 21 年の 6.4 兆円、その中間が平成 20 年の 10 兆円ということですので、一番経済がいいときであれば、20 年と 18 年の間くらいの線にあると考えればいいのではないかと。経済が余りよくないときは、一番悪い 21 年度と 20 年度の間くらいにあると想定してもいいのではないかとということで、その 2 つの線の間には通常の法人税収ははまるだろうと。

したがって、法人税収の今の実力は、いいときは 12.5 兆円、悪いときは 8.2 兆円くらいの幅で考えればいいのではないかとということをお前提としまして、30%の税率を 25%に引き下げた場合には 1.4 兆円から 2.1 兆円の財源が必要となるのではないかとという試算をしたというところでございます。

以下の個別の項目についての資料が付いてございますけれども、お手元の資料ですと A 3 判の「法人税率の引下げ（国税）の財源措置の例」という一覧表を御覧いただければと思います。

とりあえず、検討対象となるような項目として我々が取り上げましたのが、ここに書いてある項目でございまして、左側にありますとおり、租税特別措置ですと特別償却・割増償却、準備金、研究開発減税、特定事業用資産の買換え特例、法人税法上の措置ですと、減価償却制度の見直し、引当金、欠損金の繰越控除の制限、受取配当の益金不算入制度の見直し、一般寄附金の損金不算入制度の廃止・縮減といったものでございます。また、法人税の外側の世界ですと、その他とありますけれども、ナフサの免税の見直しといった項目を挙げてございます。

この項目はあくまでも検討項目として挙げたものでございまして、その検討をしていただく際に、全体の規模感を把握する参考にするために一番右側でございますとおり、例えば全廃した場合にどれくらいになるのかといった大胆な仮定を置いて、粗々の試算を載せているところでございます。時間の関係で、個別の項目は割愛させていただきたいと思えます。

あとは資料について若干の御説明だけしておきます。33 ページまで飛んでいただきますと、32 ページは先ほど申しましたようにナフサの関係の資料でございます。

33 ページは中小企業向けの租特についての内容を書いているところでございます。上の経緯・現状を見ていただきますと、本年 10 月 26 日に会計検査院から、所得金額が多額に上る中小企業者に対して、中小企業者に対する軽減税率及び租税特別措置が適用されている実態を踏まえ、適用範囲について検討するよう意見表示がございました。

これにつきましては、34 ページに意見表示の具体的な内容でありますとか、35 ページに会計検査院の調べられた状況についての資料を付けているところでございます。

36 ページ以下は、これまでの税制改正における税率引下げと課税ベースの拡大についての例。

38・39 ページは、イギリスとドイツにおきます税制改正の状況についての資料を付けさせていただきました。

以上、すぐく早口で申し訳ございませんけれども、資料の説明は以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

最初に御紹介しておけばよろしかったんですが、ちょっと遅れました。ここで本日も峰崎参与に御参加いただいておりますことと、本日は民主党政調査会の城島会長代理にわざわざお越しをいただいております。

一言お願いいたします。

○城島民主党政調査会長代理

党内でも一生懸命検討しているところなので、是非精力的な御検討をいただければありがたいと思えます。

○神野委員長

ありがとうございます。

それでは、引き続いてですが、法人課税のうち地方税について、総務省自治税務局の内藤都道府県税課長から御説明をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○内藤都道府県税課長

総務省の都道府県税課長でございます。お手元でございます資料の「(法人課税[地方税])」と書いてございます資料をおめくりいただきたいと存じます。

1 ページ目は、地方法人二税ということで、法人関係税の法人住民税と法人事業税がございまして、1 ページ目は、その税収の推移でございます。国税の法人税とほぼ同様の傾向でございます。

2 ページ目は、地方法人二税の表面税率の推移をまとめた表でございます。

3 ページ目の「課税ベースの拡大等」をおめくりいただきまして、4 ページ目の「法人課税の概要」でございます。

法人住民税あるいは法人事業税におきましては、法人税額あるいは法人税における所得を課税標準として使っておりますので、法人税の税率が引き下げ、あるいは課税ベースの拡大等がございますと、この二税に影響してまいります。それを表しました概要でございます。

5、6 ページ目は、それぞれもうちょっと詳しく書かれております。5 ページが法人住民税の法人税割額計算のフローチャート、6 ページが法人事業税の所得割額計算のフローチャートでございます。

7 ページ目は、先ほど財務省の方から、法人税率の引き下げによります影響額についての御説明がございました。この影響額を基にいたしまして、法人住民税（法人税割）におきましての影響額を上の方でお示ししております。法人税額を課税標準としておりますので、法人税率の引き下げによりまして、法人税に減収が生じますと法人税割も減収が生じまして、その額は低調時で2,400 億円程度、好調時で3,600 億円程度の減収と見込まれます。

併せまして、法人税収の34%が地方交付税の原資となっておりますので、法人税の減収が生じますと、地方交付税も減収が生じることとなっております。その影響額が下の段に書いております額でございます。

続きまして、A3の「法人税率引下げ（地方税）の財源措置の例」と書いてございます資料がございます。

こちらの上の方でございますけれども「1. 国税における課税ベースの拡大等によるもの」ということで、先ほど財務省の方から御説明がありました項目がございます。これによって粗々の試算ということで、法人税の方での影響額ということを出されていらっしゃいましたが、それに伴いまして、先ほど申し上げましたように、法人事業税あるいは法人住民税の算出に反映することになりますので、その増収見込額についての粗々の試算を右側にお示ししているところでございます。

併せまして、その下の方でございますけれども、法人税減税によりまして、国税における課税ベースの拡大等により減収が埋まらない場合に検討する項目といたしまして、「2. 地方税における課税見直し」の中で「1. 法人住民税に係る税額控除の見直し」「2. 固定資産税に係る特例措置（10 項目）の見直し（電力、ガス、鉄道、郊外防止用設備等）」、それから「法人住民税均等割の課税区分の見直し」という項目を挙げているところでございます。

これに関連いたします資料は、先ほどのA4の横の資料の8 ページ以降にお示しさせていただいておりますので、御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明を受けて御議論をちょうだいしたいと思いますが、主な論点は、御説明していただいた際にも御指摘いただいております。

すし、また、皆様にも事前に申し上げていると思いますが、第1に法人実効税率の引下げの効果と意義、2つ目は、課税ベース拡大など、第3は、法人税率の引下げなどによる地方税の影響、この3つくらいが主要な論点になるかと思いますが、御議論をちょうだいできればと思います。

○井手委員

ありがとうございます。今日は、大変いい資料を御準備いただきまして、非常にクリアーに論点が整理されていると考えております。

やはり一番大きな問題点は、内部留保が巨額な水準にのぼっているということと、もう一つは、今日の資料では出てまいりませんでした。よく知られていますように、労働分配率が恒常的に低下していつているという、この2つの現実です。

端的に申し上げれば、内部留保をこれ以上増やすような政策をやって本当に人々の暮らしがよくなるのかどうか甚だ疑問であるということ、まず、申し上げたいと思います。

今日、お示しいただきました資料で申しますと、1つは9ページ、もう一つは11ページが重要かと思いますが、勿論、内部留保がすなわち手元現金を意味するものではないことはよく知られているわけでございますけれども、現実企業に持っている現金あるいは預金を見ても、一貫して増大しているという事実は押さえておいてよいものと思います。

それと、先ほど経産省から13ページのアンケートに対するクレームが付いたという御指摘がございましたが、ただ、11ページの資料を見ても、例えば左側の内部留保の方を見ても、明らかに内部留保を増やしているのは大企業ですね。逆に右側の負債の方の項目を見た場合も、明らかに負債を減らしていつているのは大企業であるということは、この13ページの図にあるような内部留保と借入金の返済に振り向けるという指摘は、まさにその大企業の行動と一致しているわけでありますから、そういう意味では、勿論、これは中小企業も多く含まれているかと思いますが、このとおり評価してよいものではないかと考えております。

御指摘もございましたように、日銀の資金循環統計を見る限りは、御存じのように、98年以降、非金融部門、法人部門が非常に貯蓄超過といいましょいか、黒字に転換しているということが知られております。同時に、資産負債差額で見た場合も、資産超過になってきていると。

つまり、こういう形で企業の中にどんどん資金が蓄えられているという事実は押さえるべきであって、その背景には、1つには日銀の量的緩和、今は停止しておりますが、事実上の量的緩和のような政策が取られているわけで、このことが家計部門から企業部門へと資金移転を引き起こしているということ。

もう一つは、労働分配率が低下する中で、そこを切り詰めることで、企業の手元資金が増えていつているということ。

加えて、最近は為替介入までやり始めていますから、これは私は非常に批判的なスタンスでありまして、議会制民主主義の盲点を突くような暗黙の補助金であると、為替介入に対して、私はそう思っておりますから、そういう意味で、一方的に企業を優遇するような措置ば

かりが取られていて、先ほどから申し上げているような労働分配率等の問題に余り言及がないと。その中で、更に消費税の引上げも検討するという話になってくるのであれば、余りにも公正さを欠いた税体系の形になっていくのではないかとこのことを危惧しております。これが、まず、1つ目の論点であります。

もう一つは、今日、法人税のパラドックスの御指摘がございましたので、これについて一言意見を申し上げたいと思います。大きく論点は2つあると考えております。

1つは、なぜ税収が増えるのかと、つまり税率を下げても、なぜ税収が増えるのかと言えば、考えられることは海外への企業の流出が止まるということと、海外からの企業の流入が増えるということではないかと思えます。

ところが、出ていくときに、今日のアンケートで見事に示されているように、事実上は人件費であったり、あるいはマーケットがあるのかということがポイントであったり、後は原材料が安いのか、部品が安いのかと、こういう理由で企業は海外に行くかどうかを決めているわけですね。

今度は入ってくる方に関しても、これだけ円高が厳しくて、かつ人件費が高い日本に本当に企業が入ってくるんですかということ考えたときに、少なくともそういった企業の移動を通じて税収が増えるということは余りないのではないかと、私は考えております。

もう一つの論点は、ヨーロッパの方の指摘と関係するわけでありましてけれども、1つは、今日、事務局から鋭い御指摘がありましたけれども、景気の動向が規定的ではないかという点です。

もう一つは、何よりもヨーロッパの場合は、課税ベースを拡大する中で、税率を引き下げて、税収を引き上げていると、こういうこととございますので、課税ベースの拡大という点を無視して税率だけで議論しても余り意味がないと思えます。

そういう意味では、論点は、今日、御指摘があったように、我が国でも課税ベースを拡大できるのかどうかということに尽きているわけでありまして。その点で申し上げれば、別の1枚紙の資料でお示しになられているように、この5%を引き下げる場合で、1.4兆円から2.1兆円の減収見込額ということであれば、ほとんどのこういう租税特別措置を整理すると、ナフサが結局大きいので、ここをどうするかという問題はありますが、資料によれば、ナフサを免税していない国はないという御指摘がございましたので、そういう意味では、その他の部分で見て、その他の部分をほぼ全廃するような形でやらなければ、5%引下げ分の減収の補填はできないということとありますから、事実上は課税ベースを広げて税率を下げるという組み合わせもかなり困難な状況にあると考えるべきではないかと思えます。

そういう意味では、法人税のパラドックスを余り強調し過ぎるというのは、日本の状況に即さないし、何よりも、そのパラドックスについて積極的に発言を行っているソレンセン自身が90年代の日本は例外なのであって、法人税率を引き下げたが税収が増えなかった例外的な国であると彼が指摘しているわけです。このことの意味をもう少し重くとらえた方がいいのではないかと思えます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。それでは順番で翁委員、お願いします。

○翁委員

私は、激しいアジア諸国との国際競争の中で、日本の中に成長の源泉として企業の重要な部分を残し、かつ雇用を確保していくという観点から法人税については、主要国並みに引き下げることについて、基本的には賛成ではございましたけれども、2つくらい懸念がございます。1つは、今、5%という実効税率と言われていましたが、5%引き下げても、近隣諸外国、特にさっきの韓国を見ますと、24.2%ということで、その5%を引き下げて、キャッシュフロー上の余剰を生み出しても、例えば韓国などのアジア諸外国とはかなり差があります。どの程度今後下げていくことを考えているのか、少なくとも5%だけ下げても、初期の目的に大きな効果を持たない可能性があるのではないかとということが1つ。

2つ目としては、やはり税収に大きく響かないようにするということが必要なので、課税ベースの確保というのは非常に重要なんですが、どのように課税ベースを確保するかということによって、決定的にその効果というのが変わってくるのではないかとということでございます。

課税ベースの見直しに関しましては、先ほど19ページで、1つは課税ベースを拡大して税率を引き下げるのか、それとも対象を絞った政策減税措置による重点化を図るのかという議論がございましたが、税率を引き下げることと、対象を絞って政策税制を重点的に行うということには多分大きな違いがあって、これは平均と限界実効税率の話にも関わる話だと思うんですが、平均実効税率を下げていくと、左側の方の話というのは、どの国に投資をしていくかということの選択に関わってくる可能性が高いと思うんですが、右側については、どのくらい設備投資に影響を与えるかという選択に関わってくる部分が大きいのではないかと思います。

ですから、要は、雇用を確保するというのを少しでも考えるのであるとすると、左側の話になってくると思いますが、そうであっても、先ほど申し上げたように、どのくらい効果が出てくるのかということについては、よく吟味していく必要があると思っております。

課税ベースの見直しといたしましては、今、お示しいただいたように、法人税内での税制中立で考えていくのか、それともそれ以外の、例えば消費税とか所得税とか、そういったものも含めた全体の中で考えて、法人税の純減税を目指すのかということの議論というのが、いろいろ隔たりが大きくて、それをどう考えていくのかということがあると思っております。

仮に、今、法人税の実効税率引下げをしようというのであれば、やはり雇用の確保という効果が非常に重要であると考えますので、そういった点から考えて、日本経済にとってのメリットがある引下げを行っていくべきだと思いますし、そういった観点から課税ベースの見直しというのをどれにするかというのを考えていくべきではないかと思っております。

私は、個人的には、細かいことについて幾つか意見を申し上げてまいりますけれども、法

人税だけで税収をニュートラルにしていくということは、恐らく、まず、法人税での税収確保の検討を精力的に進める必要があると思っておりますけれども、やはりグローバル化の影響を受けにくい、例えば消費税とか相続税とか所得税とか、そういったことを含めた税体系全体の改革というものの視点がどうしても必要になってくるのではないかと思っております。

そのときには、やはり法人税の転嫁と帰着の問題、つまり従業員とか、株主とか債権者、顧客などのステークホルダーに、例えば需要とか供給の価格弾力性によって、どう帰着とか転嫁が決まってくるのかという議論を踏まえて、税制全体の改革との関係を考えていく必要があると思っております。

法人税の中で財源措置の例として挙げられておりますのは、租特については、当然見直しをしていく必要があると思っております。

それから、償却制度についてどう考えるかということですが、これは先ほどの議論とも関係がありますけれども、税率の引下げと、償却制度の組み合わせによって、設備投資にどういうふうに影響があるのかということを検討する必要があるとあって、償却を重視して税率そのものは高めにするのか、それとも税率を重視して償却範囲を狭めにしていくのかと、いずれの戦略でいくのかということ、何を目的にしていくのかということに関わる重要な論点だと思っております。

平成19年度の改正で減価償却を加速させていますけれども、これがどの程度の効果が出ているのか、これは事務局にもお伺いしたいと思いますけれども、現状の設備投資の状況を見ると、それほど使われていないような感じもいたしますけれども、そういった実態をきちんと確認して議論していく必要があるのではないかと思います。

それほど効果がないとすれば、諸外国が償却制度見直しを法人税率引下げのときに行っておりますので、1つの重要な候補ではないかと思っております。

それから、先ほど井手委員がおっしゃいましたけれども、まさに現状では設備投資が出てこないという状況で、これはまだまだ需給ギャップが4%強残っているということに加えまして、キャッシュが資金循環上見ても、企業部門が非常に余剰の状態にありまして、これをマクロ的に見るならば、設備投資の制約要因になっているとは考えにくいと、私も思います。

それから、欠損法人について、欠損金の繰越控除について指摘が挙がっておりますけれども、これについては、今回、所得税の見直しで、かなり中小企業が多く欠損法人になっていまして、以前、八塩先生の研究で、現在の税制が本来あるべき以上に法人化を促進していて、それで給与所得控除の是正とか、こういったことを図ることによって、欠損法人の問題をどのくらい解決できるのかということもきちんと踏まえておく必要があるのではないかと思います。

確かに欠損法人の存在というのは、課税ベースを大きく侵食していると思っておりますけれども、ここで非常に重要なのは、日本の再生企業のインセンティブをそがないということです。企業の再生をしているところについて、欠損金の繰越控除を、合理的な再生計画に則ってやっているところについては、きちんと繰越控除を認めてもいいのではないかと思っております。

て、むしろこういったことをうまく活用して、事業再生への動機づけに活用することができないかと考えております。

ドイツとか、そういったところも利益の60%までとか、制限を導入したようでございますけれども、繰越損失の全額控除を見直すということは、非常に慎重に検討していく必要があるのではないかと考えております。

まだ、幾つかありますけれども、とりあえず、こういったところで終わりたいと思います。

○神野委員長

どうもありがとうございました。事務局から、先ほどの19年度改正などの償却制度の改革の効果についてのコメントがあればお願いします。

○安居税制第三課長

それでは、一言だけ、割愛しましたけれども、資料の26ページを御覧いただきますと、減価償却制度についての資料でございますが、左下に(注2)とあります。19年度の比較を、今、直ちに持っていないんですが、平成20年度の会社標本調査によりますと、償却限度額が49兆円に対しまして、実際の償却額は44.3兆円ということで、損金経理要件が付いてございますので、企業はそれぞれ損金経理をしない分については償却を使いませんから、そういう意味では、1割以上の空枠が残ってしまっているという状況、つまりその限度額一杯は使われていないというのが現状でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。それでは、中里委員、よろしいですか。

○中里委員

景気、雇用が絡んでくる話で著しく経済政策的な話ですから、法律家として感想のようなものしか言えないんですけれども、いずれにせよ、少し経済の方の議論を外から見てみて、金融の政策では対応しきれないというところがあるんだろうと思います。そうすると、財政の方である程度やらなければいけないということを考えるならば、翁先生が非常に強調なさいますけれども、雇用の問題は深刻ですから、税率の引下げというのはある程度考えなければいけないと思います。

そのときに課税ベースをどう拡大していくかということですが、租税特別措置に絡むものについては、できる限り整理しておかなければいけないのでしょうけれども、欠損金の利用を制限するというのは程度問題だと思うんですが、場合によっては、余りそれを厳しくやり過ぎてしまうといけないのではないかなという気は翁先生と同じように思っていますけれども、これも程度問題で、余り租税回避的に使われるといけませんので、その辺は考えなければいけません。

課税ベースの拡大は図っていく、しかし、課税ベースの拡大を図っていても、税率を下げて税収が減った分、全部カバーすることはできないし、またすべきではないとすれば、ほかの税で税収増を図っていく。一番いいのは、勿論、消費税なんだろうけれども、消費税以外にも、所得税とか相続税のことを一定程度考えなければいけないということです。

前回の議論で田近先生がおっしゃいましたけれども、法人に関わる個人の話と、法人段階の課税と個人段階の課税と統一的に見るという感覚を貫きますと、所得税における配当やキャピタルゲインの課税が、法人税率を引き下げるのであればそこは10%を20%にするとかというのはある意味自然な流れだろうと思いますし、給与所得についても、高額な給与所得を得ている方については、これもある意味、給与所得控除を圧縮するとかということは、トータルで見ればあり得る話だと思います。

あと、相続税についても、株とかそういうものとの絡みが出てきますので、これも法人段階と個人段階をトータルで見るということで考えれば、基礎控除の圧縮とか一定程度のことをしていただいて、それで所得税や相続税でもって、とりあえず税収の減った部分をできる限り取り戻す。場合によっては、少し上にとすることは必要になってくる。消費税の本格的な議論に備えるということが重要になってくるのではないかと思います。

地方の法人課税のことがまた問題になるんでしょうけれども、前回も出ましたが、地方消費税について独立に法人税額連動とか、所得連動のところを、国税が減ったからうちも減ってしまうということではなくて、それだったらそれに併せて、地方独自にどうかということがあってもいい。要するに地方の独自の努力です。消費税を入れたときに、都道府県議会の1つを除いて全部が反対決議をしたのではなかったですか。それを改めていただいて、気合いを入れていただくということがあればいいのかなという感じがいたします。

○神野委員長

それでは、三木委員、どうぞ。

○三木委員

私も法律家ですから、余り政策のところに入りといひますか、有益なお話はできないんですが、感想的なところで申しますと、まず、法人税の税率の問題について言いますと、御存じのように、平成に入ってから一貫して引き下げてきたわけです。その結果、今日の状況になっているわけですが、そのことによって私たちの生活といひますか、日本の企業をめぐる環境がどう変わってきたんだろうか。本当に何らかのプラスの意味がそのことによって生じているんだろうか。そこがいま一つ見えないというところです。

日本が租税回避上のメリットしかない国であれば、税率の引下げというのは非常に効果的かもしれませんが、現状の中でどのような誘因効果もしくは海外移転抑止効果が生じるのかというのは極めて疑問だと。先ほどのデータにもありましたけれども、改めてそういう気がいたします。

税率を引き下げてメリットを受けるのは、日本で課税所得が発生している大変優良な企業ですので、このような企業における投資や雇用の促進を期待したいんですけども、減税分と質の相関関係というのは先ほどのデータにもあったように、必ずしも明確ではないということもありまして、両者の相関関係はなかなか見出し難いのではないかと思います。

そうすると、唯一論点として出てくるのは、国際的な関係の中で諸外国が税率の引下げ競争をしている中で、日本として今の状況でいいのかどうかという論点ぐらいかなという気は

しているわけです。国際環境の中での日本の位置づけというのは確かに難しい問題があると思いますので、ここは皆さんの御判断に委ねたいと思いますが、税率の引下げの問題については、そういう印象を持っています。

その引下げに伴う代替措置の問題として、まず租税特別措置については、透明化、公平化の観点からも縮減の方向がこの間示されてきておりますので、昨年実現できなかった部分も含めて、この機会にきちんと実施していくべきではないだろうかと思えます。

政策税制と言われているものの政策効果というのが不透明なまま継続しているものも少なくないように思いますし、また、経済環境が急速に変化している時期に、税制で対応というのも実は非常に遅れてしまうのではないかと。むしろ別の方法があり得るのではないかと思っています。

これに対して、法人税法上、本法の措置についてであります、これを今回政策化するような提言が示されているわけでありますが、このような本法上の規制を財源確保のために安易に修正することには慎重であるべきではないだろうかと思えます。

少なくとも特別措置としてではなく、本法上の措置として規定したというのは、法人税法本来の論理から相当の合理性があるから入れたものであろうと思えますし、あるいは体系性があるからということだろうと思えますので、維持するのがむしろ原則なのではないかと思っています。

とりわけ、先ほどからお話が出ました欠損金の繰越控除については、中小企業の問題を考えますと、赤字から黒字に変わったときに、真っ先に赤字時代の借入の返済に回すのがどうも実態のようでありまして、今回の措置が導入されますと、その資金繰りもかなり苦しくなりそうでありまして、せっかく黒字転換した中小企業の維持というものがかえって危うくなって、それが景気にもマイナスに作用することになるのではないかと思えます。そういう意味では、慎重に考えた方がいいのではないかなと思っています。とりあえず中小企業の維持という観点から、そういう印象を持っております。

受取配当の益金不算入も、法人税法の基本原則からすれば外れていることは皆さん御存じのとおりだと思います。確かに法人擬制説の論理がどこまで妥当するのかというのは疑問ではあるんですが、その建前を崩すのであれば、税率構造も含めて法人税制の再検討が必要になるはずでありまして、その意味で財源調整にこういうものを使うのは少し疑問だということをおし上げておきます。

寄附金についても、企業の社会的責任を高めようという意味ではもっと寄附を促して、現行制度に当てはまらない公益活動なども柔軟に援助してほしいと実は願ってきたところでありまして、そうしますと、今回の規制措置は民間による寄附をもっと促そうとする方向に逆行しないのだろうかというところが少し気になりました。

中小企業というものを言いましたので、会計検査院の指摘は大変大事だと思っております、現在の中小企業の区分自体にかなり問題があるんだろうと思えます。そこら辺はもう少し見直して、元気な企業であれば22%の軽減税率などはほとんど気にしないと思えますので、そ

こら辺も再検討する必要があるのではないかなと思います。

法人税の税率の引下げによる減税分を法人税の措置で賄おうという考え方自体がもう相当無理があるのではないかと思います。法人税は目的税ではなく、御存知のように普通税でありますので、一般財源でありますから、他の普通税の手当が可能ならば、総合的に検討すればいいのではないかと。その意味で、先ほどもほかの委員から出ていたような意見を考慮した上で考えていけばいいのではないかと考えているわけです。以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。では、田近委員、どうぞ。

○田近委員

いろいろ意見が出てきているんですけども、なぜ法人税率を下げなければいけないのか、下げる必要があるのか、そういう観点で話したいと思います。

既に現政府の中でも新成長戦略で法人税率を主要国並みに下げる。この9月の閣議決定でも課税ベースの拡大、財源確保と併せて、来年度に向けて検討して結論を得るところまで来ているわけです。

1ページだけ開いていただきたいのですが、法人税の資料の19ページの「基本的考え方」で一番重要なのは、みんなの議論で、井手さんも話されて、翁さんも中里さんも三木さんもお話したように、なぜ今、税率を下げる意味があるのかということだと思います。

私のスタンスを最初から言えば、新成長戦略でうたわれているように、法人税の表面税率、法定税率を下げなければいけない。日本の成長のことも含めて強く思っています。その考え方の整理なんですけれども、いろいろ議論が出ましたけれども、ある意味で、資本には新しい資本と古い資本、つまりこれから投資しようとする資本と、既にある資本がある。長いこと私も法人税制について考えてきましたけれども、いわゆる租税特別措置の特別償却とか、投資減税というのは、ここのまとめによく書かれていると思うんですけども、右の方、方向づけようとして法人税を誘導的に使うということはあったと思う。今、そうなのか。今は何人かの方は雇用という言葉をおっしゃられていますけれども、ニューかオールドではなくて、そういう言い方で言えば、オールドの資本にも、既にある資本にも負担が下がるようにしてあげるという意味では、法人税の表面税率を下げる必要がある。

では、オールドの資本で特に負担を考えなければならないのは何か。これは何回か申し上げていますけれども、まさにこの部屋の電気とか、ガスとか、小売とか、サービスとか、雇用に拡大しなければいけないという足元の産業の、あるいは電気代その他が下がれば更にコストが下がって好循環があるかもしれないということで、ニュー、オールドの資本の違いに関しては、その区分ではなくて、オールキャピタルに対する負担の軽減。特に国内企業に対する考慮が必要だ。それが雇用ということになるのかなと思います。

あと、内部留保がいっぱいあるではないかという議論は、大切な点が見落とされていると思います。1つは、勿論、デフレの中で企業が借入を減らすというのは当然の行為。実効金利が上がりますから、それはそうだと。結果的に内部留保が上がるという、ある意味で非積

極的なサポートもあるでしょうけれども、私が強調したいのは、投資はリアルとファイナンスが2つあって、そのけじめが物すごく分かりにくくなっている。

わかりやすく申し上げると、海外直接投資と言いますけれども、あれは資本勘定なわけですね。例えばある会社がM&Aをすれば、それは直接投資。それが売られてしまうと、また直接投資ということで、プラスになっている場合もあります。これは議事録でもいいと思いますけれども、昔、ボーダフォンが日本に来るときは対内直接投資もばっと増えるわけです。出ていくと対内直接投資が減る。同じ資本が行ったり来たりするだけで、投資というときに対外直接投資、それ自身がフィナンシャル・インベストメントなわけです。

内部留保が今ネガティブとは言えませんが、結果的に増えているということはどう活用するかということで、法人税率が下がると内部留保が更に上がる。それは経済学者の言葉で言うと、トービンの q 。企業の株価を含めたフィナンシャルな価値、リアルな資本に対する価値が高まっていくのが実態的にリアルなインベストメントを生んでもいいし、もっとわかりやすく言うと、私は日本の企業が海外直接投資で外国の企業をM&Aで合併して大きくなっていく。円高だ、今、最高かどうか知りませんが、非常にいいチャンスだと。だから、税率ということで申し上げたいのは、内部留保ということがフィナンシャルなインベストメントに結びつくというのが重要だということで、自分自身は、先ほど三木さんがキャッシュフロー法人税へ行っていましたねとか、私も議論してきました。だけれども、本当に危機意識というか、今、ニューもオールドもないんだと、あらゆる資本の負担は下げたい。特に国内資本の負担を下げたい。リアルとフィナンシャルに関しては、そのけじめを言っただけではいけない。円高でフィナンシャル・インベストメントを増やすことが重要ではないかと思えます。

ということをし合わせてみると、私としては心情的にはなぜ法人税を下げないんだと思えます。そのためには課税ベースを広げなければならない。ここからがポイントなのでしょうけれども、その意味では金融政策的に言うと、コンベンショナルなメジャー以上に、アンコンベンショナルなことをやらなければならない。そこが議論のポイントだと思うんです。課税ベースを広げるときにどこまで広げるのか。

1つは、三木さんとはあれですけども、私も繰越欠損金の制限をしるとか、受取配当の益金不算入のところは少し抵抗がありますけれども、減価償却、R&Dのところ、それはある意味でコンベンショナルなメジャーで、アンコンベンショナルなところは欠損金の制限を設けるとか、受取配当のところは考えますけれども、そこまで含めても、つまり言いたいの、今日は相当力がこもっているんです。税率を下げるためには、課税ベースをとにかく広げるんだと。あと、中里さんがおっしゃったように、アンコンベンショナルなことではないんですけども、法人税だけではなくて、受取側の利子・配当等課税の10%を20、比喩ですが、暫定的に25%も逆にあり得るのではないかと。それぐらい法人税を日本の国は下げたいんだと、下げるんだというコミットメントを政府が出すか出さないかというのが新成長戦略のかなめだと思っています。本当に今日は本気なんです。

あと、もし何もしなければ問題は何なんだと。ある意味で、今言ったことを逆に読むと、海外直接投資をしているような企業あるいは一部の大企業というのは、R&D減税をしてもらっている。特徴は新しい投資ですけれども、ベネフィットを向けている。今日、御説明がありましたけれども、国外所得で海外子会社の益金を日本に配当したときに、益金不算入になった。つまり、わかりやすく言うと、海外で子会社の儲けたお金は日本でかけないということになります。ということは、大きな会社で海外の会社は、もし何もしてくれなければ、もうそれでいいと。自分たちは自分たちのやり方がある。ということは、税金を払ってくれるのはどこかといったら、電気等になるわけです。

だから、そういう意味でも、何もしないという選択でいいのか。ある意味で何もしなくても困らないとは言いませんけれども、それでしょうがないと思う企業が実はあるわけです。そういうことを足し合わせてくると、新成長戦略というか、日本の成長、その結果としての雇用を考えたときに、法人税の特に表面税率は下げざるを得ない。そのために課税ベースは広げなければいけない。アンコンベンショナルなメジャーをやれとは言いませんけれども、そこまで考える必要があるのかもしれない。

範囲としては、利子・配当あるいは中里さんのおっしゃった高額所得者の給与取得控除の頭を取るとか、そういうことも必要なのかなと思います。

最後に1つ、地方の問題、恐らく5%の引下げで終わらせるのか、日本の法人税率を30%あるいは25%ぐらいまで持っていきたいとすると、地方法人税等にどうしても突き当たらざるを得ないわけです。その意味で、前から言っていますけれども、法人事業税の外形標準というのは、特に付加価値ですけれども、一方で、雇用促進と言っていて、企業サイドの付加価値にかけるというのは一体どういう意味があるのかというのは経済学者として思います。

ただ、それをどう変えるかというのは、また大きな問題で、個人住民税を絡めての話は必要だと。申し上げたいのは、外形標準の付加価値割のところは雇用促進というところとは、どのような立場であろうと、私の理解ですけれども、それは雇用とバッティングする。というわけで、大分大演説をしてしまいましたけれども、この19ページの議論をみんなでもっとここで詰めることができればと思います。以上です。

○神野委員長

それでは、植田委員お願いいたします。

○植田委員

法人税の話はどうしても皆さんがお話なされているように、経済政策、産業政策的要素と関連が深い面があって、それをどう考えるかという問題が基本的な問題の1つかなと思うのです。少し歴史的に考えてみると80年代半ばぐらいまで法人税率がむしろ上がっていった、しかしその代わりに特別措置を増やしていくという、そういう税率と特別措置の間で一種の相互関係がつけられていたと思うんです。

そういう税制がよかったかどうかというのは、評価はいろいろ議論があるかと思うのですが、特別措置というのは結局選択的に業種を選んで、こういう産業やこういう技術をもっと

発展させようとかいう発想でやっているわけで、キャッチアップ税制と申しますか、キャッチアップのための税制みたいなところがあったわけで、そういう目標で税制がつくられていたところがあった。それにはいろんな問題点があって、選択的な制度だと、ほかの業種も同じように制度の恩恵にということにもなりやすいし、制度を利用した租税回避みたいなことが起こってくることになって、しかも表面税率は高くなるということですので、悪循環的だったのではないかと思うわけです。

現在は税率を下げている、あるいは租税の特別措置もできるだけ縮減していくような方向性になっていると思うのですが、問題は80年代半ばぐらいまでのいわゆるキャッチアップ型の税制ではなくて、現在はどういう税制なのだと問われたときに、産業ビジョンや今後の日本経済の発展は、どういう形で進んでいくのかということとの関係が、余り明確でないままなのではないかと思えます。今日の資料に多少出てくるのですが、課税ベースを広げるところとの関係で、いわゆる資本集約型ではなくてもう少しサービス型産業にとりか、あるいは知識集約型ということになるのでしょうか。そういう方向性を、要するにどうするのかということ抜きに法人税制の問題をはっきりさせるというのは、なかなか難しいのではないかと。

成長戦略とは言っているけれども、ビジョンとしては必ずしも明確ではないのではないかと、というのが第一点であります。

もう一点、今日の資料で私も大変厳しいと思ったのですが、法人税減税が地方税収にかなり大きく影響するという点は、留意しないとイケないのではないかと。ある時期からの日本経済は地方の疲弊という状況があるので、雇用の話をする場合もどこで雇用が生まれるのかとか、あるいは地域経済の要素を考えないとイケないのではないかと。そういう点で言うと、中小企業の役割をどう位置づけるかという辺りもとても重要な問題なので、法人税減税の基本は課税ベースを広げるという話なのでしょうけれども、その中小企業税制の扱いを今のような観点を入れて、考える必要があるのではないかと。思えます。

課税ベースを広げるという話は必要ですが、いろんな租税特別措置等、いわゆる租税政策的な手段として活用したところがあるわけですが、果たしてそれが例えば産業構造を転換していくのに戦略的に役立ったかとか、そう考えるとむしろ見た限りではレントシーキングの目的で制度が利用され、生産性の向上にプラスにならなかったのではないかと、いう面があって、長期的には経済発展にむしろ障害を拡大するという面すらあったのではないかと。

そういう意味で言うとかかなり思い切ってゼロベースから見直す。これはもともと大綱に書いてある話だと思えますけれども、私はそういう方向で考えた方がいいのではないかと。その上で改めて産業ビジョンとの関係、地域経済、雇用との関係でどういう政策的位置づけを与えるかというふうな、順序として考えた方がいいのではないかと。思えます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。池上委員、お願いできますか。

○池上委員

委員の方とそれぞれ重なるところもあるので、なるべく端折って申し上げますけれども、法人所得についての実効税率の引き下げということですが、一般に企業から見たら租税負担が軽い方がいいと主張するのは当然なのですけれども、先ほど井手委員がおっしゃっておられたとおり、あるいはこの資料に出ているとおり、企業の立地条件というのは市場へのアクセス、賃金水準、インフラ整備状況、あるいはもっと言うならばその国の治安、衛生状態、対外関係の安定性、社会保険制度などいろいろな要素があって、それらが総合されているのだと思います。

もう一つ、先ほどアンケートの分析といいますか紹介があったわけですが、いろいろ評価が分かれているようでございますけれども、現在黒字企業が3割程度、しかも内部留保あるいは借入金返済を重視する企業が多いことを考えますと、実効税率を引下げることが、直ちに国内の雇用あるいは設備投資の増加に即効性があると言えるかどうかという議論をしなければいけないだろうと思います。ただ、それでも実効税率を下げましょうということであるならば、しかし税収の減収を避けたいということになりますと、課税ベースを広げなければいけないわけです。

資料の19ページについて、つまり税率を下げて課税ベースを広げる、逆に対象を絞った政策税制を行うということについてですけれども、これは皆さんいろいろ意見がございましたとおり、基本的には租税特別措置といった政策税制は少ない方がいい。要するに政策税制はあくまでも補助金なわけですし、既得権化してはいけないという大原則があるわけがございます。最近「事業仕分け」をやっておりますけれども、本来真っ先に仕分けの対象になるべきものだと思います。

補助金というのは歳出の面に出てきますと、期限を区切って特別にもらえるお金という意識が強く、社会でもそのような目で見られるわけですし、「仕分け」ということがよく言われるんですけども、政策税制というところ面で権利化してしまっていて、権利としての負担軽減という錯覚が起きているのではないかと思います。現実にはそれが赤字公債の増発あるいは所得税、消費税といったものの増税という形で、負担をほかの国民に負わせるわけですので、仮に投資減税が必要な場合であっても、それは税負担の軽減ではないことを前提として、予算編成の中で厳しく査定すべきものだと思います。

実効税率を下げるというときの財源について、既に6月の財政運営戦略の中でいわゆるペイ・アズ・ユー・ゴー原則というものが出されているわけですから、当然税率の引き下げあるいは特例措置の新設とか維持といったことを要求する方は、恒久的な歳出削減もしくは歳入増加策を示すべきだと思いますけれども、実際に出されていたA3の用紙、法人税率引き下げの財源措置の例で、コンベンショナルあるいはアンコンベンショナルなもの、いろいろあるわけですが、上から順に検討していくということでもどんどんそれを進めていく必要があると思います。

そうしたときに、その範囲を法人税の枠でやるのか、それともその外に出てもいいのかということですが、所得税、消費税、相続税いろいろ法人税の外でという御意見もございませ

た。確かにもともとのシャープ勧告も法人擬制説をとっておりますから、法人税と個人所得税はつながっているわけです。ですから法人の枠内でそれができないということであれば、当然所得税における租税特別措置でもあるわけでもございますし、それを整理するとか、あるいは先ほどお話がございました金融所得課税の強化、20%あるいはそれを超えるという御意見もありましたし、私もそう思っておりますけれども、そういう形で財源を求めることも当然あり得るだろうと思っております。

財源措置の例の中にはナフサも挙がっておりますように、いわゆる温暖化対策税との関連でどこまで課税する物品の範囲を考えるかというのは、環境課税のこともあるのでそちらを併せた検討が必要なのだと思われま。

地方税については2つ申し上げますと、仮に例えば国の政策として法人所得税の実効税率を下げるという場合、それが地方の法人課税あるいは地方交付税の減収に結び付くことをどう考えるかという問題です。確かに地方財政計画をつくって財源保障をするという考え方からすると、これは片方で「地域主権」と言っているわけですから、それに対して放っておくということにはならないと思うわけです。勿論税率を下げるけれども、課税ベースがちゃんと拡大されるのであれば税収は減りませんから、何も問題はないのですけれども、そうでないと、法人税割の税率であるとか、あるいは交付税の法定率であるとか、そちらの方をさわらなければいけないことになろうかと思えます。

先ほど事業税の外形標準の話があったわけですがけれども、特に付加価値割について考えてみると、もともと付加価値割というのは要するに法人に対する出資者つまり株主、あるいは債権者、従業員という利害関係者、ステークホルダーの人たちに、付加価値の配分を所得として行う前に負担を求めるという性格を持っていると思えます。ですから、実際の住民税のように居住地だけではなくて、生産の現場である地域で課税することが事業税の外形標準課税の役割かと思えますので、それ自身は重要なものであると考えております。

春にも申し上げたと思えますけれども、仮に法人所得の実効税率を下げるのであれば、逆に付加価値割を拡大した方が実効税率は下がりますので、そういうことも当然あるだろうと思えます。付加価値の性格をどう考えるかということで、消費型付加価値税と所得型付加価値税をどう評価するかという問題が絡んできますので、そこは今ここではやめておきます。以上のような点を踏まえて法人税の税率を下げるという財源も考えなければいけないと考えております。以上です。

○神野委員長

大澤委員長代理、どうぞ。

○大澤委員長代理

いろいろと御意見が出た後で、またそもそもなんですけれども、私は法人税率を下げる必要があるのかどうかということに関しても、疑問を持っております。

今日の法人課税の資料の1ページを見ますと、税制改正大綱以来の閣議決定等が並んでおりまして、上から下へと見ていけば明らかなように、最初は「課税ベースが拡大した際には」

という条件になっていたのが、次には「課税ベースの拡大を含め」となり「新たな財源を確保しつつ」という表現になり、もう一度9月10日の閣議決定では「課税ベースの拡大等による財源確保と併せ」となりますが、所信表明演説では課税ベースや財源等が消えてしまったということで、それを見れば政府の方針はそのように変遷してきたと理解できないこともないんですけども、いささか理念に欠けるというか、定見に欠けるものがありはしないかという感想を禁じ得ません。

実効税率が高いという点に関してすら異論があるところではないか。これは関口委員が御欠席でございますけれども、夏前に関口委員のお考えを聞く機会がございまして、関口委員は大変上品で慎重な方ですから、私のような言い方はしませんが、そのおっしゃりたい点というのは実効税率を計算する上での分母に関して分子に関して、何をとるかということに関して意見の一致をみているわけではないという御意見を伺ったことがございます。

現在、経済成長や雇用の促進というのが非常に重要で、喫緊の課題であることはこの席でも異論のないところかとは思いますが。ただ、今日もいろいろ委員の御意見がありましたように、果たして税率を引き下げたからといって、それが投資や雇用に回るのかということについては、疑問を呈する御意見が出たと思います。それが仮に成長に回ったとしても2000年代前半の経済成長を振り返りますと、成長はしても雇用の増加は微々たるもので、ほとんどそれは非正規の雇用であった。このことの結果として成長はしても賃金は実質で全く伸びないだけでなく、勿論デフレですから名目で大きく低下したということですので、成長、成長といきり立っても、それが雇用や賃金に回らないということであれば、2000年代前半の過ちを繰り返すことになりはしないかと感じる次第です。

日本企業の負担ということは何度も言っておりますので、しつこいんですけども、今日の法人課税の資料の6ページ目、国際比較で事務局からの御説明では税収という面ではいつているけれども、社会保険料の事業主負担はヨーロッパに比べて高いわけではないという御説明がございました。間にアメリカとイギリスという2つの国が入って、韓国も出てきますので、社会保険料の事業主負担にしてもそう軽いわけではないという印象が出るかもしれません。しかし、アメリカでは公的な医療保険制度がなく、イギリスでは医療は保険ではなくて国営無料医療として行われていることを考えると、アメリカ、イギリスと比べてはいけないという条件で、このグラフは見なければいけない。

ところで日本では、国民所得比にしてほぼ同等の法人所得課税と社会保険料事業主負担があるわけですが、御承知のようにこれを負担している企業というのは全く性質が違うわけです。社会保険料というのは赤字でもかかりますから労働集約的で、大と中小で言えば中小企業により重くかかっている。これに対して法人税というのは大企業で黒字の場合となります。そこで地方税の法人税には均等割があるというところで若干違うかもしれませんが、大まかな性格分けとしては黒い棒グラフと白い棒グラフが担っている中身というのは相当に違う。そこで雇用が大事、それから、賃金の伸びをある程度図っていく必要があるというときの考え方というもの、出てくるのかなと思っております。

転嫁と帰着の御発言がございました。これについて私は不勉強で、どの程度研究が行われており、意見の一致をみているかということ余り存じませんが、わずかに私が参照した研究の中では、日本においては税にしても社会保険料の事業主負担にしても、企業自身が自己努力で吸収しているという研究結果があると思います。それが政策的インプリケーションとしては何になるのかということは、更に議論を深める必要もあろうかと思えます。

それで皆さんが参照された資料 19 ページの基本的考え方というところを見まして、左と右に大変巧みに基本的考え方の整理がなされておりまして、丸と三角などが御丁寧に付いております。ただし、右側の 3 番目の丸のところに短期的、直接的な需要の発現が期待できるところに関しては、三木委員などから御疑問があったところです。

私は左側の下の 2 つの丸辺りに注目したいわけでございます。この考え方と税制改正大綱に立ち戻って、課税ベースを拡大することを条件のように考えた上で税率について検討をする。勿論表面税率というのはアナウンス効果がありますので、全くいじる必要はないと言うつもりはないんですけども、課税ベースを拡大することはやはり条件ではないかと感じる次第です。以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。一当たり御意見をちょうだいいたしましたので、更に御議論を聞いた上で御発言いただければと思いますが、峰崎参与、何かございますか。

○峰崎内閣官房参与

番外からいつも議論を聞いておりますが、今日は田近先生から熱弁をお聞かせいただいたんですが、もう一度今日の議論のところで、企業がそういう内部留保を貯めていることはそうだし、法人税を下げても、また内部留保を貯めても、そのお金は資本勘定で M&A や対外的なところにお金が行ったとしても、やがてそれは日本の経済にとって、そして日本の雇用にとって、どういうふうに跳ね返ってくるのかという構造がもう少しわかれば、物すごく重要なポイントだと思いますので、教えていただければと思います。

○田近委員

物すごく大きな問題だと思うんですけども、まず一つは、御質問は法人税を下げても M&A 等々がどう日本にフィードバックするかということが 1 つ。あと、もし法人税をこのままにしておくと、さっきから言っているように大企業で国際的な企業は、もういろいろな手当はできている。その税を払うのは一体、結果的にどの大企業なのかということが、今の澤さんの御議論に対して思うんです。

結局払うのは、逃げ遅れてといたらおかしいですけども、日本にいたり、つまり IT とか、償却とはおよそ縁のないところで、知的な付加価値の高いところかもしれない。あるいはサービス産業かもしれない。だから、税を払わされてしまうところは一体どこなんだというのがあるなど。

それから、社会保障を含めた話も、必要なら企業ベースの比較とかをなされればいいと思うんですけども、日本は決して、それを含めると安くなってしまうとか、そういうことはな

い。

峰崎さんの質問ですけれども、私もその点、法人税を下げる、あるいは今日直接的なテーマにはなっていませんけれども、海外子会社の配当の益金不算入、国外所得免税的なことをして一体どういう意味があるのか。物すごく大きな問題だと思うんですけれども、ある意味で日本の企業が海外展開せざるを得ない。そういう意味で、思い切って国外所得免税的なことをした。これは大変な決断をしたと思うんです。

それが日本の雇用を奪ってしまうのか。日本にとって、出た分だけネットのマイナスになるのかという議論だと思うんです。私も国外所得免税的な関心に対していろいろ考えたんですけれども、1つは配当が日本に戻ってくるということですが、それは定期的に多少戻ってくるのは当然でしょうけれども、企業にとって日本にしろ、外国にしろ、それを有効に運用することは変わらないわけで、それ自身は重要だけれども、それがあつたためにそういう改革ではないだろうと。

峰崎さんの質問は、あるいは我々が答えなければならない質問は、こうやって日本の企業が海外展開していく、それが日本での投資環境、あるいは税環境がよければ、R&Dは日本でなかつやる。それから、資金運用は日本でやるという形で、日本にも好影響があるはずだろうと。だから、出ていってしまったのがネットで考えるのか、あるいはそれがまた日本にフィードバックする可能性を考えるのか。私はそこまで直接投資の議論はあるのかなと。

また、一部の研究では、海外への進出というのは長期的には国内にいい影響があるということもありますけれども、それはまだ確立された結論ではないので、それを引用することは避けまふけれども、もう一步問題が先に行つて、つまり外国に行つた部分がネットでマイナスなのか。それがいろんな意味で国内にフィードバックしていく、そこまで考えれば全体的な、資金だけではなくて雇用等についてもプラスになるのか。そこは、答えを出せと言つてもわかりまふけれども、そこまで考えるところに今いるのではないかというのが私の考えです。

○神野委員長

よろしいですか。

○峰崎内閣官房参与

はい。

○神野委員長

それでは、もう一つ議題がございまして、この辺で法人課税については引き上げさせていただいた上で、国際課税に関する論点整理の議論を行いたいと思います。国際課税に関する課題については、先ほどこの会議の当初にも申し上げましたように、国際課税小委員会で議論が行われてまいりました。そして、10月26日に論点整理素案のとりまとめが行われております。

この論点整理の素案を受けて、専門家委員会として国際課税の課題についての論点整理を行つて、税制調査会に御報告申し上げなければなりません。

そこで本日は、この論点整理案のとりまとめに御苦勞いただきました、国際課税小委員会の中里座長から、これまでの経緯と内容について簡単に御説明をいただいた上で、委員の皆様方からの御意見をちょうだいしたいと思います。中里委員、お願いできますでしょうか。

○中里委員

国際課税小委員会の議論や経緯、それからそこでの論点整理の素案につきまして、お手元にお配りいたしました資料に基づいて簡単に説明させていただきたいと思います。

この小委員会は「国際課税小委員会委員名簿」に書いてあるメンバー構成で、平成22年9月6日に第1回会合を開いて、それ以降、これまで5回の会合を重ねる中で、大きく分けまして、第1に国際連帯税を巡る国際的な動向の整理、第2に国際課税に関する中長期的な課題、この2つについて、理論的・学術的な観点から議論を行ってまいりました。

お手元にお配りしてございます資料の「論点整理素案」というのは、この小委員会における議論の概要をまとめて、そこで提起された主な論点等を分類・整理してとりまとめたものでございます。なお、いつものことですが、あらかじめ申し上げますと、表紙の前文の最後の一応書いてございますが、個々の論点における各意見の順序や記述の分量については、小委員会として何らかの方向性を示すものではございませんので、この点よろしく願います。

中をおめぐりいただきますと、各章の最初に四角の枠で囲んだところがございます。ここに議論の要点を記してあります。お手元の資料「『論点整理素案』のポイント」は、この四角で囲んだ議論の概要を基に1枚にまとめたものでありますので、以下この「『論点整理素案』のポイント」を基に簡単に御説明させていただきます。

まず「国際連帯税を巡る国際的な動向の整理等」でございますが、国際連帯税については明確な定義があるわけではございませんけれども、一般的に言うならば国境を越える活動に課税し、その税収を貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策に充てるものとされており、代表的な例として、航空券連帯税や通貨取引税がございます。そのため、この委員会におきましても、航空券連帯税や通貨取引税を中心に議論をいたしました。

まず「1. 国際連帯税に関する一連の動き」でございますけれども、昨今の地球規模の問題への関心の高まりを背景に、新たな資金調達方法の一つとして、2000年代後半からフランスや韓国などで航空券連帯税が導入されております。他方、通貨取引税につきましては導入している国はございません。

次に、「2. 航空券連帯税についての議論」です。国際航空に課税する航空券連帯税については、消費税が免税となっている国際航空と消費税の課税される国内航空との間の消費課税の非中立性の改善に資する一方で、航空産業に与える影響等については十分な検討が必要であるという議論が小委員会でもございました。また、航空に対する課税に着目すると、主要国では旅客数や航空料金等に応じた課税を行っており、税収の用途については一般財源もあれば特定財源もあるという指摘もございました。

この航空券連帯税につきましては、1990年代の最後の方ですが、この案を最初に提示なさ

ったのは、東京大学の金子宏名誉教授ということで、日本発の考え方であるということで、金子先生にもいらしていただいて、いろいろ御説明をいただいたところです。

「3. 通貨取引税についての議論」は、開発資金調達や投機的な為替取引抑制を目的として、外国為替取引に課税を行うものですが、低率の課税であっても多額の財源を調達できる一方で、当然裏腹の関係ですが、経済取引に歪みを生じさせる可能性や租税回避が行われる可能性等の種々の問題点について、十分な検討が必要であるという議論が行われました。

次に「II. 国際課税に関する中長期的な課題」についてでございます。

まず「1. 企業活動の国際化等を踏まえた国際課税のあり方」ですが、経済のグローバル化が深化する中で、国際課税についても新しい流れが生じておまして、そのような状況を踏まえて、従来からの国際課税の原則に関する課題等について議論を行いました。国際課税の在り方を考える上で、租税回避など、課税管轄権からの離脱を防ぐ措置、これを strong fences policy と呼ぶことができますが、これに対して広く門戸を開いて通商の拡大を図る措置、open doors policy、こういう2つの方向性が考えられますが、私たちの議論の中では、今日のような開放経済の下で、国際的経済活動を阻害しない形で税収を確保するためには、この2つのポリシーのいずれか一方に偏るのではなく、両者の適切なバランスを取る必要があるということをご指摘してございます。

次に「2. 非居住者及び外国法人の課税ベース―帰属主義への見直し―のあり方」ですが、外国法人への法人所得課税につきましては、その支店が国内に存在する場合には、国内法上はすべての国内源泉所得について総合して課税するという総合主義、我々法律の世界では entire income principal、全所得主義と呼んでいますが、この総合主義に基づく一方で、我が国が締結する租税条約においては、支店に帰属するすべての所得に課税するという帰属主義を原則としてまいりました。

今般、我が国を始めとする先進国を中心とした国々の国際課税の標準となっておりますOECDのモデル租税条約が、帰属主義に基づく課税の在り方を明確化した改訂を行いました。これを契機として、今後国内法を総合主義から帰属主義に見直す一方、新たな形の国際的な租税回避等を防止する措置を取るなど、適正な課税を確保するため、必要な法整備の検討を進めるべきであるという指摘をしております。

更に、国際的租税回避の防止に向けた今後の課題として「3」にありますとおり、無形資産の取扱いと国際課税における手続法の課題について議論を行いました。まずその中の「(1) 無形資産の取扱い」に関してですが、多国籍企業グループが事業再編等を通じて、知的財産権や販売のノウハウといった無形資産を低率のジュリスディクション、税率の低い国に移すことで、グループ全体の租税負担の軽減を図るリスクが高まりつつあるという状況について検討を加えました。

無形資産の移転に係る国際課税の在り方については、今後、OECD等において議論されることとなっておりますので、そのような国際的な議論の進展や経済活動の実態なども見極

めつつ、日本としても検討する必要があるという指摘を行っております。

更に「(2) 国際課税における手続法の課題」ですが、これは本当に法律的な話なので聞いていただきたいと思いますが、最近の経済取引のグローバル化によりまして、納税者が課税逃れのために国外に資金を移転するリスクが高まっております。これに対応するため、まずは国外資産に関する報告制度、課税庁に報告する制度など、さまざまな資料情報収集の手続整備の検討を進める必要がございます。また、近年、OECD加盟国を中心に外国との間で租税徴収の共助を行うための多国間条約に加盟する流れがあるために、日本といたしましても、この徴収共助の仕組みについてさまざまな理論的な問題がございますので検討を進める必要があるということをご指摘しております。

大まかなところ、以上のような概要になっておりますので、御検討をいただきたいと思っております。専門家委員会における論点整理のとりまとめに向けまして、是非皆様で御審議をよろしくお願いいたします。

○神野委員長

おまとめいただきました中里座長には感謝を申し上げる次第でございます。いかがでしょうか。御意見をちょうだいできればと思います。どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

この報告書についてはではないんですが、この間報道で知ったんですけれども、日本のある大学の理事長さんが、リヒテンシュタインから入った情報で、脱税が見つかったということがございますが、これは最後の手続法のところで言えば、資料情報の交換のようなことが進んだからこういうものが明らかになったんですか。それとも、たまたまドイツとリヒテンシュタインの間のいろんな情報が流れたので、ああいうものが明らかになったんでしょうか。あれは何かわかりますか。

○神野委員長

いかがですか。

○中里委員

たまたまではなく、そういう措置が取られたんでしょう。たまたま来たんですか。相続税ですね。

○神野委員長

事務局から、どうぞ。

○横山参事官

個別の状況についてはよく承知してないんですが、国税庁ということですかね。ただ、リヒテンシュタインと日本の間には情報交換協定等はないので、どういう情報に基づいて課税ができたのか。もしもその報道が本当だとしても、よくわからないところではございます。

ただ、ドイツでは、銀行から窃盗されて得た情報でも、当局が買って、それに基づいて課税をしているということが言われていますけれども、日本の国税庁では恐らくそういうこと

はやっておりませんので、ですから、結論といたしまして、とっかかりがどういうことかというようになったのかはよく承知してございません。

○中里委員

私はドイツから来たのかと思っていました。

○横山参事官

国税庁に確認いたしまして、もしも御報告できるようなことがあれば、ここでまた御報告させていただきたいと思います。

○神野委員長

何かもし情報があれば、こちら、ないしは直接参与の方をお願いします。

どうぞ。

○中里委員

バミューダとケイマンでしたか。

○横山参事官

バミューダとは情報交換協定ができております。ケイマンの方は、まだ協定が発効していないんですけれども、ケイマンの国内法によって、日本から要請すると、片務的に先方からこちらの方に預金者の情報等を提供してくれることになっております。

○中里委員

これは大きな進歩でございますので。

○神野委員長

よろしいですか。それでは、特に御意見がないようですので、これはまだ小委員会からの専門家委員会に御報告をいただいたという文書になっておりますので、この小委員会の論点案の初めの部分などを形式的に修正を加えて、専門家委員会の論点整理として、つまり小委員会の論点整理ではなくて専門家委員会の論点整理として、中身はこれで御了解いただいたことにさせていただいて、最初の部分などについて、私の責任でまとめさせていただいて、税制調査会の方に御報告申し上げたいと考えております。

日程が迫っておりますので、できればお任せをいただいた上で、税制調査会の方には私と中里座長で同道させていただいて、御報告を申し上げたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○神野委員長

それでは、御了解いただいたことにさせていただいた上で、この小委員会の論点整理案については、お持ち帰りいただいても構いませんけれども、この素案は専門家委員会としてとりまとめた論点整理で、途中段階の文書でもありますので非公開とさせていただき、論点整理を税制調査会に御報告申し上げますので、それをもって公表させていただきたいと思いますので、お取扱いについては、十分御留意いただいた上でお持ち帰りいただければと思います。

それでは、議事については以上で終了させていただきたいと思います。次回の日程については、決まり次第事務局から委員の皆様方にお伝えさせていただきたいと思います。

それと同時に、先日の税制調査会の方で、年末までのしかるべき時期に、一度この専門家委員会としての議論の概要を報告していただけないかという御要請がございました。11月4日の税制調査会だったと思いますが、これを受けまして、今後、専門家委員会としてどのように議論を進めていくかについては、私の方で少し考えさせていただいた上で、皆様方に御相談申し上げたいと考えておりますので、この点についても御承知おきいただければと思います。

それでは、特に事務方の方で何かなければ、本日の会合は以上で終わらせていただきます。なお、記者会見につきましては、この後、この場で私の方からさせていただきます。

どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性のあることをご承知おきください。